

県北広域振興局長告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年3月28日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100015	軽米町	軽米町健康ふれあいセンター	九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番地5	令和5年3月31日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100015	軽米町	軽米町健康ふれあいセンター	九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番地5	令和5年3月31日

3 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100015	軽米町	軽米町健康ふれあいセンター	九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番地5	令和5年3月31日